

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）（抄）	1
○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律（令和三年法律第四十八号）	1
○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成十九年法律第六十六号）（抄）	6
○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律（令和三年法律第四十八号）	11
による一部改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）	11

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）（抄）

（住宅建設瑕疵担保保証金の基準額）

第一条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項の政令で定めるところにより算定する額は、建設新築住宅（同項に規定する建設新築住宅をいう。以下同じ。）の合計戸数の別表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、建設新築住宅の合計戸数に同表の乗ずる金額の欄に掲げる金額を乗じて得た額に、同表の加える金額の欄に掲げる金額を加えて得た額（その額が百二十億円を超える場合）とする。

（住宅販売瑕疵担保保証金の基準額）

第四条 法第十一条第二項の政令で定めるところにより算定する額は、販売新築住宅（同項に規定する販売新築住宅をいう。以下同じ。）の合計戸数の別表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、販売新築住宅の合計戸数に同表の乗ずる金額の欄に掲げる金額を乗じて得た額に、同表の加える金額の欄に掲げる金額を加えて得た額（その額が百二十億円を超える場合）は、百二十億円）とする。

（合計戸数の算定に当たって二戸をもつて一戸とする販売新築住宅の床面積の合計面積）

第五条 法第十一条第三項の政令で定める面積は、五十五平方メートルとする。

（販売新築住宅の合計戸数の算定の特例）

第六条 法第十一条第四項の政令で定める販売新築住宅は、新築住宅の買主と二以上の自ら売主となる宅地建物取引業者との間で締結された売買契約であつて、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十七条第一項の規定により当該宅地建物取引業者が特定住宅販売瑕疵担保責任の履行に係る当該宅地建物取引業者それぞれの負担の割合（次項において「販売瑕疵負担割合」という。）が記載された書面を当該新築住宅の買主に交付したものに係る販売新築住宅とする。

2 法第十一条第二項の販売新築住宅の合計戸数の算定に当たっては、前項に規定する販売新築住宅は、その一戸を同項の書面に記載された二以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合で除して得た戸数をもつて一戸とする。

（住宅瑕疵担保責任保険法人としての指定を受けることができる法人）

第七条 法第十七条第一項の政令で定める法人は、株式会社とする。

（指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅品質確保法の規定の適用についての技術的読替え）

第八条 法第三十三条第二項の規定による住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）

）の規定（罰則を含む。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える住宅品質確保法の規定 第六十八条第三項、第七十一条第二項、第七十三条第二項、第八十条第二項	前項	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第一項	その指定を取り消し、又は期間全部若しくは	その指定を取り消し、又は期間全部又は	期間全部又は
第八十条第一項第一号	第六十六条第三項において準用する第十条第二項若しくは第二十三条第一項、第六十六条第四項、第七十八条	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する第七十八条
第八十条第一項第二号	第七十八条	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する前条	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する前条
第八十条第一項第三号	前条	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する前条	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する前条
第八十条第二項	規定により指定を取り消し、又は若しくは	規定により	規定により
第一百四十一条第一号	第十四条、第四十八条（第六十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十九条第一項（第八十二条第三項において準用する場合を含む。）	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項
第一百七十条	第百三条から前条まで	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する第百四条	履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する第百四条
	各本条	同条	同条

（住宅紛争処理支援センターの業務の特例に係る住宅品質確保法の規定の適用についての技術的読替え）  
 第九条 法第三十四条第三項の規定による住宅品質確保法の規定（罰則を含む。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える住宅品質確保法の規定 第八十七条第一項	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八十三条第一項第一号から第六号までの業務（以下この節において「評価住宅関係業務」という。）	第八十三条第一項第四号の業務（履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争のあっせん、調停及び仲裁に関するものに限る。）	第八十三条第一項第七号の業務

	第八十七条（第二項を除く。）	登録住宅性能評価機関	務（履行確保法第三十三条第一項に規定する新築住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関するものに限る。）及び特別支援等の業務
	第八十七条（第一項を除く。）、 第九十一条第二項	前項	履行確保法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人
	第八十八条	評価住宅関係業務	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する前項
	第九十一条第一項	その指定を取り消し、又は期間 全部若しくは	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する前条第一項に規定する業務
	第九十一条第一項第一号	第八十二条第三項において準用する第十条第二項若しくは第十九条、第八十六条、第八十八条又は前条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十二条第三項において準用する第十九条の規定又は履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十六条若しくは第八十八条
	第九十一条第一項第二号	第八十四条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十四条第一項
	第九十一条第一項第三号	第七十五条、第八十四条第三項、第八十五条第二項又は第八十九条	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十四条第三項又は第八十九条
	第九十一条第一項第四号	第八十七条第二項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十七条第二項
	第九十一条第二項	規定により指定を取り消し、又は 若しくは	規定により 又は
	第四百四条第一号	第十四条、第四十八条（第六十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十九条第一項（第八十二条第三項において準用する場合を含む。）	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十二条第三項において準用する第六十九条第一項
	第四百四条第二号	第二十四条第二項、第二十八条第二項、第十五条第二項、第六十五条第二項又は	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する
	第四百六条第一号	第十九条第一項（第二十五条第二項、第四十	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて

別表（第一条、第四条関係）

	区分	乗ずる金額	加える金額
一	一以下の場合	二千万円	零
二	一を超え十以下の場合	二百万円	千八百万円
三	十を超え五十以下の場合	八十万円	三千万円
四	五十を超え百以下の場合	六十万円	四千万円
五	百を超え五百以下の場合	十万円	九千万円
六	五百を超え千以下の場合	八万円	一億円
七	千を超え五千以下の場合	四万円	一億四千万円
八	五千を超え一万以下の場合	二万円	二億四千万円
九	一万を超え二万以下の場合	一万九千円	二億五千万円
十	二万を超え三万以下の場合	一万八千円	二億七千万円
十一	三万を超え四万以下の場合	一万七千円	三億円

第百六条第二号	第四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。）	適用する
第百六条第三号	第十九条第二項（第四十四条第三項、第六十条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。） 第二十二條第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四十二条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十二条第三項において準用する第十九条第二項
第百六条第四号及び第五号	第二十二條第一項又は第四十二条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十二条第三項において準用する第二十二條第一項
第百七条	第百三条から前条まで	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第百四条又は同項の規定により読み替えて適用する前条

十二	四万を超え五万以下の場合	一万六千円	三億四千万円
十三	五万を超え十万以下の場合	一万五千円	三億九千万円
十四	十万を超え二十万以下の場合	一万四千円	四億九千万円
十五	二十万を超え三十万以下の場合	一万三千円	六億九千万円
十六	三十万を超える場合	一万二千円	九億九千万円

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）による一部改正後の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）（抄）

（建設業者による供託所の所在地等に関する説明）

第十条 供託建設業者は、住宅を新築する建設工事の発注者に対し、当該建設工事の請負契約を締結するまでに、その住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他住宅建設瑕疵担保保証金に関し国土交通省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 供託建設業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該供託建設業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（宅地建物取引業者による供託所の所在地等に関する説明）

第十五条 供託宅地建物取引業者は、自ら売主となる新築住宅の買主に対し、当該新築住宅の売買契約を締結するまでに、その住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他住宅販売瑕疵担保保証金に関し国土交通省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（指定）

第十七条 国土交通大臣は、特定住宅瑕疵担保責任その他住宅の建設工事の請負又は住宅の売買に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五号、第五百四十一条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条（これらの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。）に規定する担保の責任の履行の確保を図る事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、第十九条に規定する業務（以下「保険等の業務」という。）に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅瑕疵担保責任保法人（以下「保法人」という。）として指定することができる。

一 保険等の業務を的確に実施するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、保険等の業務に係る収支の見込みが適正であること。

二 職員、業務の方法その他の事項についての保険等の業務の実施に関する計画が、保険等の業務を的確に実施するために適切なものであること。

三 役員又は構成員の構成が、保険等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保険等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことよつて保険等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(業務)

第十九条 保険法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住宅建設瑕疵担保責任保険契約及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約（以下この条及び第三十三条第一項において「住宅瑕疵担保責任保険契約」という。）の引受けを行うこと。
- 二 民法第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条（これらの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。）に規定する担保の履行によつて生じた住宅の建設工事の請負人若しくは住宅の売主の損害又は瑕疵によつて生じた住宅の建設工事の注文者若しくは住宅の買主の損害を填補することを約して保険料を収受する保険契約（住宅瑕疵担保責任保険契約を除く。）の引受けを行うこと。
- 三 他の保険法人が引き受けた住宅瑕疵担保責任保険契約又は前号の保険契約に係る再保険契約の引受けを行うこと。
- 四 住宅品質確保法第九十四条第一項又は第九十五条第一項に規定する瑕疵（以下この条及び第三十五条において「特定住宅瑕疵」という。）の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 五 特定住宅瑕疵の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する調査研究を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（指定住宅紛争処理機関の特例）

第三十三条 住宅品質確保法第六十六条第二項に規定する指定住宅紛争処理機関（以下単に「指定住宅紛争処理機関」という。）は、住宅品質確保法第六十七条第一項に規定する業務のほか、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅（同項に規定する評価住宅を除く。）の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行うことができる。

2 前項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、住宅品質確保法の規定（罰則を含む。）の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第五項	のあっせん	又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。）第三十三条第一項に規定する紛争（以下この節において「特別紛争」という。）のあっせん
第六十八條第二項	当該紛争 、住宅紛争処理	当該紛争又は特別紛争 、住宅紛争処理又は特別紛争のあっせん、調停及



第六十八條第二項及び第七十三條第一項	住宅紛争処理	に住宅紛争処理	び仲裁（以下「特別住宅紛争処理」という。） に住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理 住宅紛争処理又は特別住宅紛争処理の
第六十九條第一項	紛争処理の業務		紛争処理の業務又は履行確保法第三十三條第一項 に規定する業務（以下「特別紛争処理の業務」と いう。）
第六十九條第二項、第七十條、第七十 一條第一項、第七十八條、第七十九條 及び第八十條第一項第四号	紛争処理の業務	紛争処理の業務	紛争処理の業務又は特別紛争処理の業務
第七十一條第一項	、登録住宅性能評価機 関	、登録住宅性能評価機 関	、紛争処理の業務にあつては登録住宅性能評価機 関
第七十一條第二項	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等	登録住宅性能評価機関等又は履行確保法第十七條 第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保險法人
第七十二條及び第七十四條	住宅紛争処理の 紛争に	住宅紛争処理の 紛争に	住宅紛争処理及び特別住宅紛争処理の 紛争又は特別紛争に
第七十三條の二第一項及び第七十三條 の三第一項	紛争の	紛争の	紛争又は特別紛争の
第七十三條の二第二項及び第三項	紛争が	紛争又は特別紛争が	紛争又は特別紛争が
第七十六條	紛争処理の業務	紛争処理の業務及び特別紛争処理の業務	、特別紛争処理の業務に係る経理及びその他の業 務に係る経理をそれぞれ
第七十七條	とその他の業務に係る経理とを		
第八十條第一項及び第二項	紛争処理の業務の	紛争処理の業務若しくは特別紛争処理の業務の	
第八十一條	の手續及びこれ	の手續及びこれら	及び特別住宅紛争処理の手續並びにこれら

（住宅紛争処理支援センターの業務の特例）

- 第三十四条 住宅品質確保法第八十二条第一項に規定する住宅紛争処理支援センター（第三項及び次条において単に「住宅紛争処理支援センター」という。）は、住宅品質確保法第八十三条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 指定住宅紛争処理機関に対して前条第一項に規定する業務の実施に要する費用を助成すること。
  - 二 前条第一項の紛争のあつせん、調停及び仲裁に関する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを指定住宅紛争処理機関に対し提供すること。
  - 三 前条第一項の紛争のあつせん、調停及び仲裁に関する調査及び研究を行うこと。
  - 四 指定住宅紛争処理機関の行う前条第一項に規定する業務について、連絡調整を図ること。
- 2 (略)
- 3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、住宅品質確保法の規定（罰則を含む。）の適用に関し必要な技術的詠替えは、政令で定める。

第八十二条第三項	第十條第二項及び第三項、第十九條、第二十二條並びに	第十九條、第二十二條及び
	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に	第十九條第一項中「評価の業務」とあるのは「第八十二条第一項に規定する支援等の業務（以下「支援等の業務」という。）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第三十四条第一項各号に掲げる業務（以下「特別支援等の業務」という。）」と、同条第二項中「評価の業務」とあるのは「支援等の業務及び特別支援等の業務」と、第二十二條第一項中「評価の業務の公正」とあるのは「支援等の業務又は特別支援等の業務の公正」と、「評価の業務若しくは」とあるのは「支援等の業務若しくは特別支援等の業務若しくは」と、「評価の業務の状況」とあるのは「支援等の業務若しくは特別支援等の業務の状況」と、第六十九條中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と、「紛争処理の業務」とあるのは「支援等の業務又は特別支援等の業務」と

<p>第八十四条第一項</p>	<p>支援等の業務に</p>	<p>支援等の業務及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「履行確保法」という。）第三十四条第一項各号に掲げる業務（以下「特別支援等の業務」という。）に</p>
<p>第八十四条第二項及び第三項並びに第八十六条</p>	<p>支援等の業務の 支援等の業務</p>	<p>支援等の業務及び特別支援等の業務の 支援等の業務及び特別支援等の業務</p>
<p>第八十五条第一項、第八十九条、第九十一条第一項第二号及び第六号並びに第九十三条</p>	<p>の支援等の業務 、支援等の業務 支援等の業務の</p>	<p>の支援等の業務又は特別支援等の業務 、支援等の業務若しくは特別支援等の業務 支援等の業務若しくは特別支援等の業務の</p>
<p>第九十一条</p>	<p>支援等の業務の</p>	<p>支援等の業務若しくは特別支援等の業務の</p>

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）による一部改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）

（指定住宅紛争処理機関の指定等）

第六十六条 国土交通大臣は、弁護士会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この章において「紛争処理の業務」という。）を公正かつ適確に行うことができるものと認められるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、指定を受けた者（以下「指定住宅紛争処理機関」という。）の名称及び住所並びに紛争処理の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十条第二項及び第三項並びに第二十三条の規定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十条第二項中「前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項」とあるのは「その名称若しくは住所又は紛争処理の業務を行う事務所の所在地」と、第二十三条第一項及び第二項中「評価の業務」とあるのは「紛争処理の業務」と、同項中「登録」とあるのは「指定」と読み替えるものとする。

4 指定住宅紛争処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

5 第三項において読み替えて準用する第二十三条第一項の規定により紛争処理の業務の全部を廃止しようとする届出をした者は、当該届出の日以後に次条第一項に規定する紛争のあつせん又は調停の業務を行つたときは、当該届出の日から二週間以内に、当該あつせん又は調停に係る当該紛争の当事者に対し、当該届出をした旨及び第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

（業務）

第六十七条 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅（以下この章において「評価住宅」という。）の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争（以下この節において「紛争」という。）の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあつせん、調停及び仲裁（以下この章において「住宅紛争処理」という。）の業務を行うものとする。

2 （略）

（紛争処理委員）

第六十八条 （略）

2 指定住宅紛争処理機関は、住宅紛争処理を行うときは、前項の規定により選任した紛争処理委員のうちから、事件ごとに、指定住宅紛争処理機関の長が指名する者に住宅紛争処理を実施させなければならない。この場合において、指定住宅紛争処理機関の長は、当該事件に關し当事者と利害関係を有することその他住宅紛争処理の公正を妨げるべき事情がある紛争処理委員については、当該事件の紛争処理委員に指名してはな

らない。  
3 (略)

(秘密保持義務等)

第六十九条 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、紛争処理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員で紛争処理の業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(紛争処理の業務の義務)

第七十条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、紛争処理の業務を行わなければならない。

(説明又は資料提出の請求)

第七十一条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務の実施に必要な限度において、登録住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、登録住宅型式性能認定等機関又は登録試験機関（次項において「登録住宅性能評価機関等」という。）に対して、第八十二条第一項の規定による指定を受けた者を経由して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 登録住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(住宅紛争処理の手續の非公開)

第七十二条 指定住宅紛争処理機関が行う住宅紛争処理の手續は、公開しない。ただし、指定住宅紛争処理機関は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(申請手数料)

第七十三条 住宅紛争処理の申請をする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において国土交通省令で定める額の申請手数料を指定住宅紛争処理機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定住宅紛争処理機関に納められた申請手数料は、指定住宅紛争処理機関の収入とする。

(時効の完成猶予)

第七十三条の二 あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないことを理由に指定住宅紛争処理機関により当

該あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 第六十六条第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失つた日にあつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が第六十六条第五項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 指定が第八十条第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

#### (訴訟手続の中止)

第七十三条の三 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停が実施されていること。
- 二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

#### 2・3 (略)

#### (技術的基準)

第七十四条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決に資するため、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準を定めることができる。

#### (事業計画等)

第七十六条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第七十七条 指定住宅紛争処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、紛争処理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(報告徴収)

第七十八条 国土交通大臣は、紛争処理の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、紛争処理の業務に関し必要な報告を求めることができる。

(業務改善命令)

第七十九条 国土交通大臣は、紛争処理の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第八十条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六十六条第三項において準用する第十条第二項若しくは第二十三条第一項、第六十六条第四項、第六十八条、第七十条、第七十二条、第七十六条又は第七十七条の規定に違反したとき。
  - 二 第七十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 三 前条又はこの項の規定による命令に違反したとき。
  - 四 紛争処理の業務を公正かつ適確に行うことができないと認めるとき。
  - 五 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定により指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第八十一条 この法律に規定するもののほか、住宅紛争処理の手續及びこれに要する費用に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(住宅紛争処理支援センター)

第八十二条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この節において「支援等の業務」という。）に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一〜五 （略）

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援等の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十条第二項及び第三項、第十九条、第二十二條並びに第六十九条の規定は、センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十条第二項	前条第二項第一号又は第四号から第六号までに掲げる事項	その名称若しくは住所又は支援等の業務を行う事務所の所在地
第十九条、第二十二條第一項	評価の業務	支援等の業務
第六十九条	紛争処理委員並びにその役員	役員
	紛争処理の業務	支援等の業務

（業務）

第八十三条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定住宅紛争処理機関に対して紛争処理の業務の実施に要する費用を助成すること。
- 二 住宅紛争処理に関する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを指定住宅紛争処理機関に対し提供すること。
- 三 住宅紛争処理に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員又はその職員に対する研修を行うこと。
- 五 指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務について、連絡調整を図ること。
- 六 評価住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する相談、助言及び苦情の処理を行うこと。
- 七 評価住宅以外の住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する相談、助言及び苦情の処理を行うこと。
- 八 住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るために必要な業務を行うこと。

2 （略）

（支援等業務規程）

第八十四条 センターは、支援等の業務に関する規程（以下この節において「支援等業務規程」という。）を定め、支援等の業務の開始前に、国



国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援等業務規程には、支援等の業務の実施の方法その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした支援等業務規程が、この節の規定に従って支援等の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当となつたと認めるときは、その支援等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員を選任及び解任)

第八十五条 センターの支援等の業務に従事する役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、センターの支援等の業務に従事する役員が、前条第一項の認可を受けた支援等業務規程に違反したとき、支援等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任によりセンターが第八十二条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第八十六条 センターは、毎事業年度、支援等の業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、支援等の業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(負担金の徴収)

第八十七条 センターは、第八十三条第一項第一号から第六号までの業務（以下この節において「評価住宅関係業務」という。）の実施に必要な経費に充てるため、登録住宅性能評価機関から負担金を徴収することができる。

2 センターは、毎事業年度、前項の負担金の額及び徴収方法について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 センターは、前項の認可を受けたときは、登録住宅性能評価機関に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 登録住宅性能評価機関は、前項の通知に従い、センターに対し、負担金を納付しなければならない。

(区分経理)

第八十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、評価住宅関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督命令)

第八十九条 国土交通大臣は、支援等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援等の業務に  
関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第九十一条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて支援等の業務の全部若  
しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第八十二条第三項において準用する第十条第二項若しくは第十九条、第八十六条、第八十八条又は前条第一項の規定に違反したとき。
  - 二 第八十四条第一項の認可を受けた支援等業務規程によらないで支援等の業務を行ったとき。
  - 三 第七十五条、第八十四条第三項、第八十五条第二項又は第八十九条の規定による命令に違反したとき。
  - 四 第八十七条第二項の認可を受けず、又は認可を受けた事項に違反して負担金を徴収したとき。
  - 五 第八十二条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
  - 六 センター又はその役員が、支援等の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
  - 七 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は支援等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければ  
ならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第九十二条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその取消し後に新たにセンターを指定したときは、取消し  
に係るセンターの評価住宅関係業務に係る財産は、新たに指定を受けたセンターに帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における評価住宅関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(センターへの情報提供等)

第九十三条 国土交通大臣は、センターに対し、支援等の業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第一百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第四十八条(第六十一条第三項において準用する場合を含む。)(又は第六十九条第一項(第八十二条第三項において準用する場  
合を含む。))の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者
- 二 第二十四条第二項、第二十八条第二項、第五十五条第二項、第六十五条第二項又は第九十一条第一項の規定による業務の停止の命令に違反  
した者

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 二 第十九条第二項（第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第二十二條第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十二條第一項又は第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第二十二條第一項又は第四十二条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- 六 第二十三條第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしな  
いで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 七 第五十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 八 第九十条第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

第百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第百三条から前条までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。